

口座振替規定

1. 私が支払うべき料金等について貴金庫に請求書、納付書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された金額を預金口座から引落しの上お支払い下さい。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理しても差し支えありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座預金規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書、納付書を返却されても差し支えありません。
4. この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. この預金口座振替について仮に紛争が生じても、貴金庫の責によるものを除き貴金庫にはご迷惑をかけません。

以 上